



(トーベ・ヤンソンあけぼの子ども森公園：写真提供 飯能市)

埼玉県の最低賃金

埼玉県最低賃金 令和2年10月1日から

時間額 **928** 円

特定(産業別)最低賃金 令和2年12月1日から

埼玉県非鉄金属製造業 最低賃金	埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金	埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金	埼玉県自動車小売業最低賃金
時間額 948 円	時間額 954 円	時間額 966 円	時間額 963 円	時間額 962 円

適用除外
の労働者

- ①18歳未満又は65歳以上の者
 - ②雇入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの
 - ③手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者(自動車小売業を除く)
 - ④清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ①から④に該当する労働者は、上記の【埼玉県最低賃金 時間額 928 円】が適用されます。

《問い合わせ先 埼玉労働局労働基準部賃金室〈048-600-6205〉又は最寄りの労働基準監督署》

令和2年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)の引き上げを図るための制度です。
申請締切：令和3年1月29日

《問い合わせ先 埼玉働き方改革推進支援センター(0120-729-055)又は埼玉労働局雇用環境・均等室(048-600-6210)》

埼玉労働局・労働基準監督署